

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

岩手県知事 達増拓也 殿

提出者

住所 岩手県二戸市金田一字上平75番1

氏名 有限会社扇田産業

代表取締役 扇田 武留

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0195-27-3711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社扇田産業
事業場の所在地	岩手県二戸市金田一字上平75番1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

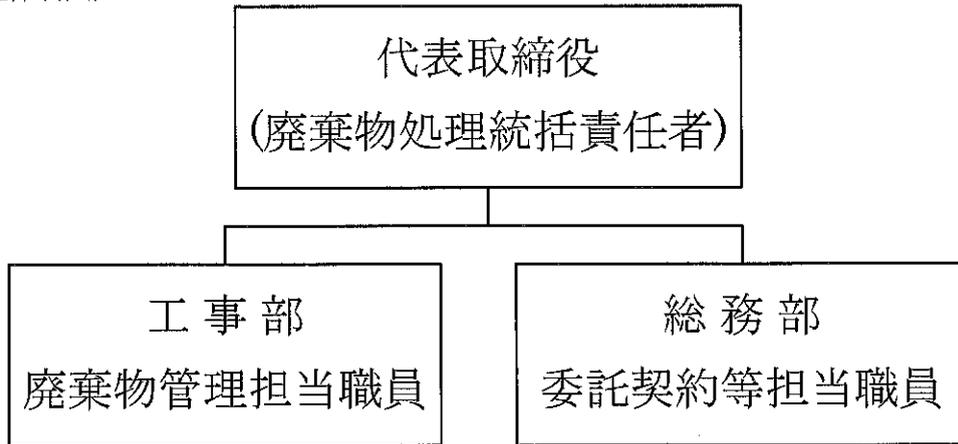
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 16千万円
③従業員数	28名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①汚泥→焼却処理(熱回収) ②廃プラスチック類Ⅰ→圧縮・切断処理→再生利用 ③廃プラスチック類Ⅱ→焼却処理(熱回収) ④紙くず→焼却処理(熱回収) ⑤木くずⅠ→破碎処理→再生利用 ⑥木くずⅡ→焼却処理(熱回収) ⑦繊維くず→焼却処理(熱回収) ⑧金属くず→圧縮・切断処理→再生利用 ⑨ガラスくず・陶磁器くずⅠ→圧縮・切断処理→熔融処理(熱回収) ⑩ガラスくず・陶磁器くずⅡ→安定型埋立処分 ⑪ガラスくず・陶磁器くずⅢ→管理型埋立処分 ⑫ガラスくず・陶磁器くずⅣ→破碎処理→再生利用 ⑬がれき類Ⅰ→自社で破碎処理→再生利用 ⑭がれき類Ⅱ→破碎処理→再生利用 ⑮がれき類Ⅲ→安定型埋立処分 ⑯石綿含有産業廃棄物→安定型埋立処分 ⑰水銀使用製品産業廃棄物→破碎処理→再生利用



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別を徹底している。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底を強化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を確実に分別し処分をしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更なる、上記産業廃棄物の分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) がれき類について、破砕処理後有価売却をしている。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類について、破砕処理後有価売却をする。 がれき類(コンクリート廃材)について、自社工事の現場内で自ら利用を実施する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	①廃プラスチック類は、圧縮・切断処理に委託後、焼却処理・熔融処理業者が熱回収をしている。		
	②紙くずは、全量を焼却処理に委託し、熱回収をしている。		
③木くずは、破碎処理業者に委託後、再生利用又は焼却処理に委託し、熱回収をしている。			
④繊維くずは、全量を焼却処理に委託し、熱回収をしている。			
⑤金属くずは、圧縮・切断処理に委託後、全量再生利用している。			
⑥ガラス・陶磁器くずのうち熔融処理できるものについては、圧縮・切断処理に委託後、熔融処理業者が熱回収をしている。			
⑦水銀使用製品産業廃棄物については、破碎処理に委託後、再生利用している。			
⑧汚泥は、全量を焼却処理に委託し、熱回収をしている。			

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。